沼津市教育委員会

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症による出席停止手続きについて (通知)

このことにつきまして、医療のひっ迫を回避するため、令和4年12月1日から、二市二町(沼津市、裾野市、長泉町、清水町)の各公立小学校、中学校及び沼津市立沼津高等学校において、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の出席停止の手続きを下記のとおりとしております。

つきましては、以下のように対応をお願いします。

記

1 手続きや対応(二市二町共通)

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症様症状発症

- ①医療機関受診・インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の診断
 - ※保護者は学校に結果を連絡する。「罹患証明書」必要なし
- ②出席停止期間を経過するまで自宅安静(別添「インフルエンザ出席停止期間について」「新型コロナウイルス感染症による出席停止期間について」参照)
- ③健康観察を行う。
- **④登校**

※上記の期間中に「解熱しない、異常行動が見られた、咳、食欲低下、元気がない」など気になる症状があった場合は、必ずかかりつけ医を受診してください。

2 その他

- (1) 公立幼稚園、保育園(所)についても、同様の対応をとります。
- (2) インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の出席停止に関わる疾病については、従来どおりの対応です。
- (3) 御不明な点がありましたら、各学校にお問い合わせください。